東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

平成28年5月27日 広域系統整備委員会事務局



■これまでの主な経緯

- ▶ 第1回広域系統整備委員会(平成27年4月24日)
 - 計画策定プロセスの進め方等のご議論
- ▶ 第4回広域系統整備委員会(平成27年8月24日)
 - 短工期で実施できる対策検討のご議論
 - 電気供給事業者への意思再確認のご議論
- ▶ 第5回広域系統整備委員会(平成27年9月14日)
 - 費用負担の考え方、特定負担額・一般負担額の試算のご議論
 - 基本要件及び受益者の範囲(案)のご議論
- ▶ 第8回広域系統整備委員会(平成27年12月15日)
 - 実施案等の公募要領案のご議論
- ▶ 第9回~第12回広域系統整備委員会(平成28年1月29日~平成28年4月25日)
 - 短工期対策のご議論

■今回ご議論等いただきたい事項

- I. 実施案の提出状況について(報告)
- Ⅱ. 実施案の提案概要(東北電力株式会社)
- Ⅲ. 短工期対策の検討



検討スケジュールと今回の位置づけ

						1										
			<u> </u>	花27年	度			平成28年度								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
対策案の検討																
受益者範囲の検討																
実施案の検討		要	領検討	<u> </u>						評価	6					
負担割合の検討																
広域系統整備計画 取りまとめ・公表																
広域系統整備委員会	★9/14 •基本 •実施	要件 案等の募 ★10	公 集要否	11/20 募要領(原 ★12/ 公募 養者への要	東案) 15 要領		22短工期	対策 ★	4/25短工;	検討状況		検討状況			割合 広域系統: 計画の決!	
評議員会	\$ 9	9/29 基本	要件	\$	12/15検	討状況報	告			\$	検討状況	祝報告	♦	費用負担	割合	
理事会		♦ 10/14	拖案等の募	募集要否	12/15実 i(~11/24					•	検討状況		◆実施案 ^を ◆	費用負担 ◆』	!割合 広域系統 動の決定	整備
その他				☆	実施案等	の募集(∼H28/5)								広域系統 画の公表	



I. 実施案の提出状況について(報告)



- 実施案及び事業実施主体(実施案等)の募集に対し、応募意思を表明していた東北電力株式会社より、平成28年5月9日に実施案が提出された。
- 今後、提出された実施案について、評価を行っていく。

【実施案及び事業実施主体の決定までのスケジュール】

時期	項目	備考
平成27年12月	実施案等の募集開始	
平成28年 5月 (今回)	実施案の応募、 プレゼンテーション	・東北電力株式会社による。
6月	実施案等の評価	・送配電等業務指針第46条第1項により、提出された実施案等を評価する。 ・コンサル会社により、コスト等の検証を行う。
7月	天心未守の計 価	・経済性、系統の安定性、事業実現性を向上させる等の ために必要と認めた場合には、広域系統整備委員会の 議論を踏まえ、実施案の応募者と修正協議
8月	実施案等の決定	・評価結果により、実施案等を決定する。



Ⅱ. 実施案の提案概要(東北電力株式会社)

※ 別紙による



Ⅲ. 短工期対策の検討



1. 電気供給事業者との意見交換概要

- 短工期対策を希望する全ての電気供給事業者(8社、10発電所)と意見交換を再度実施 した(期間:平成28年5月18日~27日)。
- 電気供給事業者へ第12回広域系統整備委員会資料により、短工期対策の検討状況と容量拡大分の配分方法を説明し、短工期対策及び、個々の発電所建設の進捗状況について意見交換。
- 電源毎の費用負担については、電源毎に電源制限の要否や通信設備費が異なることから、各電気供給事業者から東北電力へ振替供給(短工期対策分)の検討申込みを行うよう依頼するとともに、東北電力に対しては、早期の回答を依頼した。



○希望した全ての電気供給事業者

が、短工期対策を利用できる。

▲短工期対策を利用できない電気

供給事業者が生じる。

10. 短工期対策による容量拡大分の配分方法について

- 短工期対策によって拡大された容量は、希望された電気供給事業者全ての希望量を満た せないことが想定される。
- この場合の事業者への容量の配分方法は、下表に挙げる案が考えられるが、<u>③案により、</u> 電源接続案件募集プロセスに準じた入札とすることが、電気供給事業者の希望を適切に 反映できるのではないか。
- 前述のとおり、短工期対策による容量拡大分を利用できなくとも電源制限対象(同期安定性及び相馬双葉幹線N-2故障時)となる場合があることへの同意を、入札要件としてはどうか(入札の詳細は、今後検討)。

どうか(入札の詳細は、今後検討)。 ③: 負担金額を入札制とし、入札金 ①: 短工期対策の希望容量に応じ ②: 各電気供給事業者へ等量配分 対応策 て比例配分 額上位者から配分 ・短工期対策案により運開予定時 •同左 短工期対策案により運開予定時 期、工事費、拡大容量を提示し、 期、工事費、拡大容量を提示し、 利用希望容量を確認。 利用希望容量と負担金単価を入 札。 利用希望容量に(拡大容量/利 利用を希望された事業者へ拡大 概要 容量/希望事業者数を配分。 入札金額により優先順位づけ・費 用希望容量合計)を乗じた容量を 配分。 用負担。短工期対策に係る費用 費用負担割合は、前項の比率と を超過する部分は、今後検討。 費用負担割合は、均等比率とす。 する。 る。 ▲小規模電源に配分される容量は ▲大規模電源に配分される容量が、 ◎雷気供給事業者の必要性を反 映して、容量を配分できる。 小さくなり、電気供給事業者が活 電源規模に対して小さく、電気供 得失 給事業者が活用しにくい。 用しにくい。

○希望した全ての雷気供給事業者

が、短工期対策を利用できる。

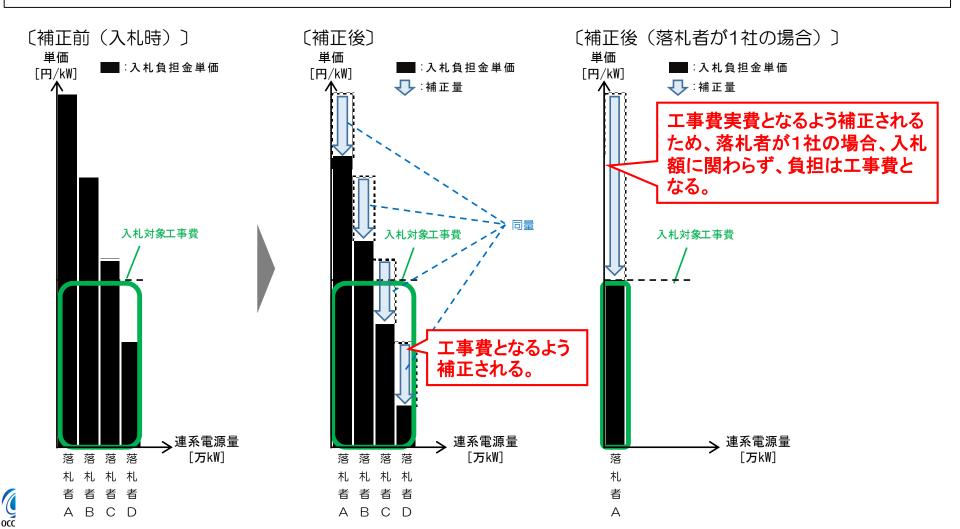
2. 短工期対策における入札金額の精算について

- 第12回委員会において、短工期対策によって拡大された容量は、希望された電気供給事業者全て の希望量を満たせない場合の容量の配分方法は入札とし、入札金額上位者から配分することをご議 論いただいた。
- 工事費の最終精算は、電源制限に係る費用及び除却工事費も含める必要があることから、短工期 対策の運開時ではなく恒久対策の運開時としてはどうか。
 - ✓ 入札成立後、電源制限に係る費用等により、落札者の入札金額合計で不足する場合には、落 札者が追加で負担することでどうか。
 - ✓ 最終の精算にて、落札者の入札金額合計から短工期対策に要する費用(含、電源制限に係る 費用及び除却工事費)を差し引いた残余額が生じた場合には、電源制限対象としてリスクテイ クしたことを踏まえ、②案により、落札者及び電源制限の対象となった事業者へ配分することと してはどうか。

③案:恒久対策の費用負担割合に ①案:負担金補正 ②案: 雷源制限対象事業者に配分 対応策 反映 •入札負担金単価を一律に低減(電 電源制限対象としてリスクテイクし 本広域系統整備による受益を早期 源接続案件募集プロセス同様)す たことを踏まえ、落札者及び電源 に受けるための負担とし、恒久対 概要 制限対象者へ、残余額を配分する。 ることで、残余額が生じないよう補 策の費用負担割合へ、残余額を反 正する。 映するよう定める。 ○落札者は、受益に応じた負担とな ▲落札者は短工期対策に要する費 ▲落札者は短工期対策に要する費 用以上の負担となる可能性があ 用以上の負担となる可能性があ ×一社のみが落札者となった場合、 ○短工期対策内で費用が完結する。 工事費に対して極端な高額で入 ▲工事内容に重複の無い恒久対策 得失 に費用を充てることとなる。 札しても残余額は返金されるため、 ○残余額の処分方法として、リスク 十分な資金力があれば、入札金 テイクした電源制限対象者も含め 額の持つ意味が薄く、事業者の て配分することは、一定の合理性 がある。 希望を適切に反映しているとは言 い難い。

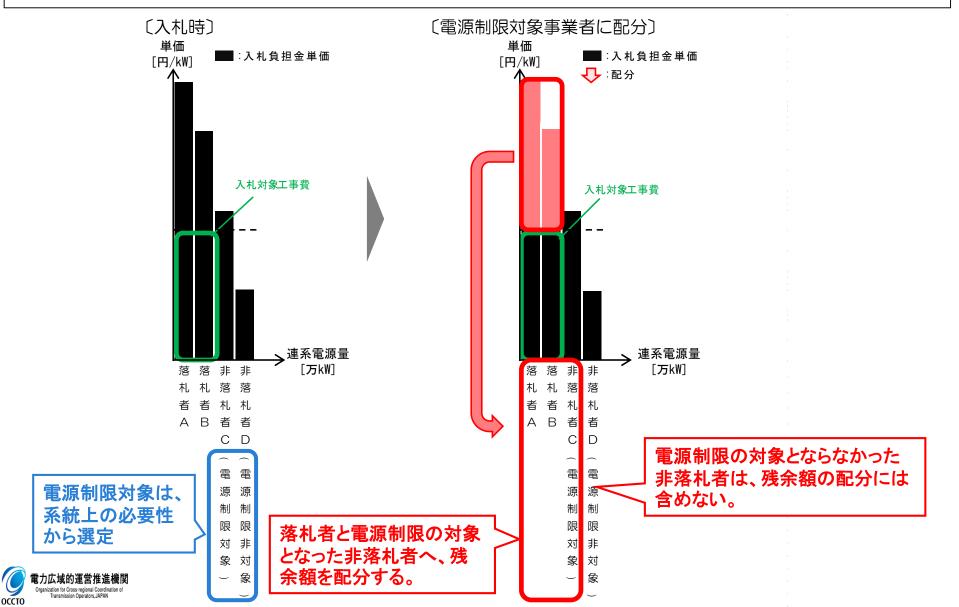
【参考】①案による負担金補正

- 落札者の(入札負担金単価)×(短工期対策を利用できる容量)から短工期対策に要する費用を差し 引いた残余が生じた場合、工事費と一致するように、各落札者の入札負担金単価を一律に低減する。
- 入札時の単価差を維持し、高単価の入札者は補正後も他者に比べて高額負担となる。
- 落札者が1社の場合、入札額に関わらず、負担は工事費となる。



【参考】②案による電源制限対象事業者に配分

■ 落札者と電源制限の対象となった非落札者へ、残余額を配分する。



対応策	③一1:一般負担、特定負担 全体を対象	③-2:特定負担のみを対象	③-3:一般負担のみを対象
概要	残余額による特定負担を定め、 残額に対し一般負担、特定負 担の比率を定める。	特定負担の比率を小さくし、残余額による特定負担とする。	一般負担の比率を小さくし、残余額による特定負担とする。

【残余額の恒久対策費用負担割合への反映イメージ】

反映なし	特定		一般負担				
3 -1:	特定負担	残余額(物	·額(特定負担) 一般負担				
3 -2:	特定負担	残余額(物	寺定負担)		一般負担		
③ -3:	特定負担			残余額(物	持定負担)	一般負担	



余 白



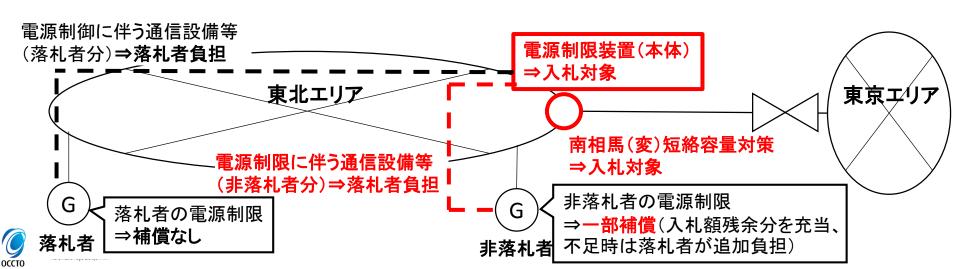
3. 入札に係る取扱いについて

(1)入札対象工事、電源制限の補償

- 第12回委員会において質問いただいた入札に係る取扱い他については、以下のとおりと してはどうか。
 - ① 短工期対策へ応札し、落札した事業者(以下、「落札者」という。)に対する電源制限について ①-1 落札者の発電所に対する電源制限に伴う通信設備等は、当該落札者が負担する。
 - ② 短工期対策へ応札し、落札できなかった事業者(以下、「非落札者」という。)に対する電源制限 について
 - ②-1 電源制限に伴う通信設備等は、落札者の負担とする。

(1)-2 電源制限された場合の補償は行わない。

- ②-2 電源制限された場合の補償は、電源制限後一定時間(24時間)のインバランスに対 してのみ行う(起動費、電源制限に伴う設備損壊等は補償の対象としない)。
- ③ 入札は、電源制限に伴う通信設備費など、個別の発電所に対して必要となる費用を除いた部 分に対して実施する。
- ④ ②-2の補償等により入札金額で不足する場合には、落札者が追加して負担する。



3. 入札に係る取扱いについて (2)落札者の権利等

- 入札に係る落札者の権利等の取扱い他については、以下のとおりとしてはどうか。
 - ① 落札者は、費用負担に応じた容量の範囲内において、先行的に容量登録できる。
 - ② 短工期対策の成立条件を定め、満たされない場合には、短工期対策を取り止める。
 - ③ 短工期対策の運開時期は、所要工期及び落札者の希望時期を勘案して決定する。 (工期は最短で2017年度から工事を開始し2019年度末を目指す。ただし、相馬双葉幹線2回線 故障時に、いわき幹線の潮流が線路容量以下となるまで、電源を遮断する制御装置の設置や 短絡容量対策のための関連設備作業が計画通りに実施できることが前提)
 - ④ 入札にあたって、電気供給事業者は、発電所建設計画の蓋然性及び系統アクセスの所要工期 との整合性を広域機関へ示す。



時期	短工期対策スケジュール						
	第8回広域系統整備 委員会で提示	今回					
5月	工事費·工期の検討 (3~5月)	5月18~27日:電気供給事業者と意見交換、振替供給 (短工期分)検討依頼の提出を周知 5月25日:東北電力へ短工期対策に係る振替供給検 討の早期回答を依頼					
6月	対策案の内容・費用 の選定	6月10日頃:振替供給(短工期分)検討依頼提出締切 (提出しない事業者は、短工期対策辞退とみなす)					
	電気供給事業者への						
7月	養用負担等意思確認 (8月締切)	7月15日:振替供給(短工期分)検討回答 7月中旬:短工期対策の入札開始					
8月 (実施案)		8月上旬:短工期対策の入札締切 8月下旬:短工期対策の落札候補者決定					
9月 (費用負担割合)							
10月 (広域系統整備計画)	短工期対策の決定	短工期対策&短工期対策落札者決定					



Ⅳ. 今後の予定



Ⅳ. 今後の予定

[第14回 広域系統整備委員会(6月)]

- ◆実施案及び事業実施主体の評価
- ◆費用負担割合の考え方
- ◆短工期対策の検討



7. 275kVいわき幹線併用策のまとめ (1)概算工事費・所要工期

■ 工事費・工期については、拡大した容量をどの電気供給事業者が獲得するかが決まった 後でなければ確定できないが、概算としては、短工期対策を希望する電源1箇所を制御 対象するという条件において、 工事費 :4~6千円/kW程度(総額21~24億円程度、通信設備等を除く)

工 期 :3~5年程度

であり、電源制限対象とする発電機までの**通信設備等(2~8億円/箇所**、発電所により 異なる)が、対象発電機の箇所数に応じて**別途必要**となる。

■ このとき、長期運用容量を、+40~50万kW程度拡大できる(短工期対策を利用する電 源により異なる)。

275kVいわき幹線併用のための工事費・工期内訳

月日	。 概要	│	所 要上期 [®]
南相馬(変) 短絡容量対策	南相馬(変)275kV母線故障時には、機器の性能 を超える故障電流が流れるため、遮断器(3台)等を 許容電流が大きな機器へ取り換える。	6億円	3~4年
電源制限装置	(制御装置) ・相馬双葉幹線2回線故障時に、いわき幹線の潮流が線路容量以下となるまで、電源を遮断する。 ・常磐幹線、青葉幹線故障時に、同期安定性を維持できるよう電源を遮断する。 (電源制限に伴う通信設備)	15億円 3億円 2~8億円/発電所	3~5年 3~5年 3~5年
/ ※ - 舞笛値であり	制御装置による指令を遮断される電源へ伝送する。	•	

。 久 「陇昇旭でのり、計神政計により変動のり能性かのる

【参考】第12回広域系統整備委員会資料1 抜粋

7. 275kVいわき幹線併用策のまとめ (2)深掘りによるこれまでの検討との相違

■ 前項までのとおり、工事費低減、工期短縮に対する追加検討、運用容量拡大効果に対する最新の解析データを用いた再精査を行い、以下のとおり、第10回広域系統整備委員会での報告内容から向上させた。

【第10回広域系統整備委員会における報告内容】

併用系統 拡大効果 概要 概算工事費 概略工期 備考 Aルート (いわき幹線) 35万kW程度 の短絡容量対策 ・南相馬変電所 の短絡容量対策 70億円+α (α)・工期の考慮が必要 4~5年 (α)・工期の考慮が必要	275kV	運用容量		対策工事	/++ -+-	
A ルート 35 万 $kW程度 の 短絡突量対策 70億円 + \alpha 4~5年 御装置について、工事費 \alpha$	併用系統	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	概要	概算工事費	概略工期	備考
		35万kW程度		70億円+α	4~5年	御装置について、工事費

【今回検討による見直し内容】

275kV			対策工事		/++ -+-				
併用系統	拡大効果	概要	概算工事費	概略工期	備考				
Aルート (いわき幹線)	40~50 万kW程度	・南相馬変電所の短絡容量対策・電源制限対策	21~24億円 +通信設備等 (2~8億円/箇所)	3~5年					

- 最新の電源バランス等を折り込み再検討(H28年度 以降の運用容量算出に用いた解析データ(H27年度 作成)による)(シート18)
- ・遮断器取替え台数の低減により、工事費低減、工期短縮
- 別途検討としていた電源制限の折り込み (シート15~17)

7. 275kVいわき幹線併用策のまとめ (3)運用容量拡大量と概算費用の算定イメージ

	短工期対策による運用	短工期	概算工事費								
	容量拡大分を利用する 電源	対策による運	南相馬(変) 短絡容量	電源制限対策 相馬双葉幹線N-2	電源制 (同期安定						
		用容量 拡大量	対策	故障時いわき幹 線を線路容量ま で制御する	常磐 幹線 N-2故障	青葉 幹線 N-2故障	計				
例 1	常磐幹線からの分岐系 統に直接接続する電源 のみ:50万kW	50万 kW			不要	不要	21億円 +α				
例 2	常磐幹線からの分岐系 統に直接接続する電 源:30万kW それ以外の電源A:10 万kW	40万 kW	6億円	15億円	要 2億円	不要	23億円 +α				
例 3	常磐幹線からの分岐系 統に直接接続する電 源:30万kW それ以外の電源B:10 万kW	40万 kW			要 2億円	要 1億円	24億円 +α				

αは、電源制限対象発電機までの通信設備等(**2~8億円/箇所**、発電所により異なる)、恒久対策完了 ,後の電源制限装置の除却費等を示す。

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

